

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第二項において準用する同令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 接合部は、次に掲げるもののいずれかとする。
 - イ 客席部分及び釣合いおもり（釣合いおもりを設けない遊戯施設にあつては、客席部分）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と、主要な支持部分（建築基準法施行令第四百四十四条第一項第一号に規定する主要な支持部分をいう。以下この号において同じ。）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するもの
 - ロ ガイドロープがガイドシュー等を貫通し、かつ、ガイドシュー等が鉛直方向に可動するもの
 - ハ 客席部分と主要な支持部分又は主要な支持部分を相互に地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置を講じたピンにより接合し、かつ、客席部分又は主要な支持部分が可動するもの
- 二 前号イに掲げる接合部は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。
 - イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。
 - ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも十ミリメートル以上長いものであること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。